（本號ハ面）　（明治三十五年四月十一日　遞信省認可）　明治二十五年四月十六日　（定價金二錢）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千三百十八號
明治廿五年四月十六日　土曜日
舊暦壬辰三月二十日（戊寅）
日出午前五時十八分　入午後六時十四分
月出午前七時三十八分　入午後十時六分
潮汐午前一時三十分　午後一時四十六分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ讀者ニ發送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の發送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日以上六日迄	一日以上七日以上
一行五號活字廿四字詰	一日限	
一行　〃　付	十三錢	十一錢十錢五厘

本社（寄稿に付）
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて愚より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政治と實業者

我が國人が漫に政治に重きを置き他事を忘れて政論に熱心するの併あるは今更云ふまでも無きみとながら近來に至ては其弊習益々甚だしく殆に過般の撰擧競爭の際なぞには全國を擧て政熱の高點に達し政府に反對する者味方する者互に畢生の力を盡して相爭ひ政治の爲めとあれば生命財產を失ふも還憾とせざる其有樣は殆んど正氣の沙汰とは思はれざる位なり如何に撰擧が大切に如何に政談が面白ければとて斯くまでに心を奪はるゝとは淺ましくも亦憐む可き次第にして我輩の歎息に堪へざる所なれども然れども自から政治を好んで自から之に狂するは所謂自業自得にして他人の與り知る所に非ざるのみか其狂人たる本人は必ず我狂を以て狂とあさず却て大に得意なる可きが故に其爲す所に一任して差支なきに似たれども其狂亂の他に波及するは誠に迷惑なる次第なり元來政治社會に功名手柄を飄さんなぞの野心なき實業一偏の人は唯平安に家業を營み自から勞して自から食ふの本分に安んする者なるに世間の政熱盛なるが爲めに自然に殖產の領分を犯されて直接間接に損失を蒙るのみならず過般の撰擧の時の如く政黨劇爭の際には其爭の間に狹まりて俗に所謂傍杖の難を免かれず各派の政客交々入來りて或は某候補者の爲めに運動す可しと云ひ或は何黨の爲めに黨費を寄附す可しと云ひ種々雜多の注文を吹掛けて若しも之を承諾せざるときは直に壯士を差向るなど亂暴無法の談判に及び無理とは知りながらも止むを得ず其需に應じて空しく政治家の道具に利用せらるゝ者寡しとせず誠に迷惑千萬のみとゝ謂ふ可し抑も世間に民黨更黨なぞ稱せらるゝ者は本來政治上の問題に係る意見の異同に由りて黨派を爲すものには非ず其內實に期する所を尋ぬれば一方は今の政府を倒して之に代らんとする者にして他の一方は飽くまでも今日の儘に政府を存在せしめんとする者なれば其爭の點は主義論說の不同に在らずして政權の取合に在るものなり或は之を酷言すれば自家私の利害に關するの爭にして天下公衆の利害には關係なきものと謂ふも可なり或は政治を專門として之に依て名聲を博せんとする者に於ては先づ第一に國の政權を握るに非ざれば充分に技倆を現はすの機會なきが故に官民兩黨の人々が只管政權を我が手に取らんとして此政權の爭を以て第一の事となし是れが爲めに廣く世人に迷惑を及ぼして顧みざるに至ては其弊も亦甚だしと謂はざる可からず然りと雖も今日の實際に於て彼の政治專門の人々に向ひ君等が私の利を謀らんが爲めに緣もなき他人に迷惑を及ぼすは不都合なりなぞ論談するも固より馬耳東風にして何等の効力もある可らざれば我輩の所見を以てするに此弊習を一掃するの方法として は唯實業者が自から奮發して獨立の國體を組織し何れの黨派の道具とも爲らざるみとを勉むるの一事あるのみ凡そ一國民が其政府の政略方針の如何に就て利害を感するの輕重は所有財產の多寡に準するみと固より論を俟たず然るに我國の政客は不幸にして大抵皆貧產に乏しきが故に身分上より視て之を商工實業の人に比較し孰れか最も多く政治に利害を感する者ぞと問はゞ無論實業者ありと答へざるを得ず左れば今日の如く無財產の貧生が政治を專有して社會に橫行するは身分不相應の事を行ひ、入らざる世話をする者なれども實業社會の人々には曾て一言の聲もなく却て他の道具に利用せらるゝとは實に甚だしき間違にして畢竟するに其人々に勇敢の氣力なく自から己の利益を保護する能はざる歟然らざれば不明遲鈍にして自家の利害の在る所を知らざるが爲めなり思ふに今日國中の實業者が地租問題なり鐵道問題なり都て政治上の問題に付き利害を同ふするの點を以て相團結し政府黨にても民黨にても唯其爲す所可ふ所の我心に叶ひたる者を助くるみとゝ爲さば茲に始めて有力なる眞實の政黨を造り出して大に政治社會に勢力を張り自身自から政壇に登らざるも天下の政客を使役して之を自家の道具にするみとゝ容易なる可し我輩は實業者の直に政治に奔走するを好まざれども隱然の間に其根本の大勢力を攝り以て自家の利害を保護せんみとを希望する者なり

官報

○逓信省告示第九十四號
今般北海道渡嶋國上磯郡茂登支岬燈臺ヨリ西方ヘ距ルコト五間五尺ノ處ニ建設シタル臺上ニ霧鐘ヲ設置シ明治二十五年四月二十日以後霧雪或ハ冥濛ナル天候ニハ一分時間ニ六回ツヽノ割合ヲ以テ打鳴ス但該霧鐘臺ハ木造四角形ニシテ白色ニ塗リ基礎ヨリ頂上マテ高サ二丈七尺ナリ

明治二十五年四月十五日
逓信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○歐洲の日本語學校（昨日の續）

土京君士但丁堡に於て
時事新報特派員　野田正太郎

土耳其に於る日本語學生の模樣は少しく以上と異なれり讀者の知る如く我軍艦が一花咲かせし以來日本の評判兎角よろしく日本と通交親和を望むの情自ら朝野官民の間に溢れて見るさへ賴母敷、爾來新聞紙も日本の事とあれば爭ふて之を記し日本皇帝陛下は此夏土京に來遊あらせらるゝ杯今も尙誠しやかに傳ふる者ある程なり余が滯留する事となりて間もなく土帝の特旨を以て日本語教授の儀を委托されたるも以上の好人氣より出でたる結果にして畢竟世界の此部分に日本の國威一際輝き渡れる現象に相違なく余も日本國民の榮譽として喜で教授を始めたる次第なり生徒は陸軍歩兵大尉一名、同少尉四名、同騎兵少尉一名、海軍少尉一名（機關士）都合七名にして其數偶然にも獨逸の日本語學生に同じ、教場は土耳其に於て整頓隨一との稱ある陸軍大學校の一部なり

然るに最初はホンの六七箇月滯留の心算にて斯く長びく筈ならざりしかば此短日月の間に最も有用なる日本語を教え込まんものと決心したり六ヶ敷漢字は急の間に合はざるが故に余は先づ平假名、片假名を教えて言文一致の文章を作らしめんと試みたり斯くては話す事、書く事のみ出來て日本の新聞紙さへ讀む事叶はざる片輪學者を生ずる譯なれども時間の必要は余をして此方針を取らしむるとはなれり

四千萬の同胞其數多しと雖も日本言葉を讀書同樣學校にて學べる者無かる可し、母の胎內を出づると共に呼吸する空氣の如く自然に饒舌るみとを覺え學識の增すと共に追々六ヶ敷事を饒舌る樣になりたるのみ云ふ迄もなき次第なるが斯く自然に學び自然に饒舌るが故に而かも言文殆んど相違するが故に言葉の規則即ち俗語の語法を學びたる者あし否學ぶの必要もなし本來通曉して遺憾なければなり和學のてにをは論は以て我俗語を學ばしむるに足り漢文片假名交文の文法を以て俗語を教えんとするは木に緣りて魚を求むるに近し日本人が日本語の教師となりて際會する一大困難即ち是れなり飽くまで馬に巧なる者は馬に乘て自ら馬に乘れるを忘る況んや馬術の煩に於てをや我々は飽くまでも日本の俗語に通ずるが故に語法の煩を知らず左あれ生來身骨にヤマ込みたる日本語あれば其規則を抽象するも容易の事にみと試に教授法の一班を記して日本俗語に堪能なる讀者諸君の笑覽に供す可し余は五十音を根本として先づ左の如き語法を示したり

○普通打消

〇	連體の定義 連體の打消 連體の命令
ない	ない
なかつた	ました
なければ	ませう ませんでした ますまい なさい なさるな

〇 | 〇
原動詞の普通定義　普通打消命令

ゆく	ゆき
な	ゆけ
ゆう	ゆき

〇普通命令　〇普通企望

右は僅に一例を示したるのみ之を根本として種々の言語を言現はすを得可く不規則動詞を除くの外悉く右の語法に適用するを得可し

原動詞例へば「ゆく」せば常にイ行よりす可し

儀上の詞は總てイ行即ちの代りに「ゆきません」命令は總て三段のウ行「ゆきなさるな」の通の命令は四段のエ行上の命令は同前、二段の「ゆきます」つかひは「ゆかう」なが概して原動詞の「る」は不規則動詞にして左動詞の如し

きる	愛し
ねる	愛し
める	
はる	

此外漢字幷に熟語より用法は規則動詞に異

斯る工合にては品詞の言葉等一切の話方を

し傍ら片假名平假名及牢宛七名の生徒を教場り斯くして彼等の口舌大抵分る樣になりしを

抔一日は長々と日頃に書現はして筆記暗誦せ種々の話を仕掛け即坐耳其の文章を與へ宿題に翻譯せしむる抔凡そ費したる頃は七名の生抵の話も出來、其話すに程になりたり畢竟言文ふる結果にして愛す可ひ度は山々なれど首を本人の在る無し出來某公使に送りしが返書歩を證する爲め茲に揭

（上略）其內一兩名の り趙子昂あたりよ

御教授の功顯然に兎角する內出立も延び

作文書（全八冊金港堂出書を教え始めたり此本る樣編述したるもの

文法をも教え以て今日

すれば新聞紙讀む程の

ども教師は遠からずして

右の生徒を日本に留學

ならず

貴族院議員清浦圭吾、日る時、七名の生徒は一世り清浦氏は試驗官の役

生徒を奬勵したる上歸朝

ともあらんとて各士官が

去りぬ兎に角可愛の日本